

## 特定個人情報保護評価指針の改正について（案）

第 149 回個人情報保護委員会（令和 2 年 7 月 22 日）で審議・決定された「特定個人情報保護評価指針の 3 年ごとの再検討について」を踏まえ、特定個人情報保護評価指針を以下のとおり改正する。

### 改正の概要

#### 1. 規律及び考慮要素の明確化・簡素化

- (1) 特定個人情報ファイルの「重要な変更」の対象範囲
  - 評価の再実施が必要となる特定個人情報ファイルに対する「重要な変更」の対象範囲を明確化する。具体的には、現行の規定において、指針別表の項目を変更した場合であっても重要な変更にあたらないとしている「誤字脱字の修正、組織の名称、所在地、法令の題名等の形式的な変更」を、形式的な変更を含む「個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させるものではないと考えられる変更」と改正する。（指針第 6 の 2（2））
- (2) 対象人数等が減少した場合のしきい値判断の結果による評価書の変更の取扱い
  - 対象人数等が減少したことにより、しきい値判断の結果が変わり、全項目評価から重点項目評価若しくは基礎項目評価に、又は重点項目評価から基礎項目評価に変更になった場合については、評価書の修正として取り扱うことを明記する。（指針第 6 の 2（3））
- (3) クラウドサービス等の利用に当たり考慮すべき点
  - 技術の進歩に伴うクラウドサービス等の新たなサービス、開発手法等を導入する場合には、当該サービス、開発手法等の特性を考慮した上で、適切な安全管理措置を講ずるものとするを明記する。（指針第 9 の 1）
- (4) 組織的・人的安全管理措置に関する記載の充実
  - 評価実施機関は、リスクを軽減するための措置を検討する際には、特定個人情報の安全管理に関する基本方針、特定個人情報の取扱規程等を策定することが望ましいこと、リスクを軽減するための措置には、物理的安全管理措置、技術的安全管理措置、組織的安全管理措置及び人的安全管理措置があり、評価実施機関は、基本方針、取扱規程等を踏まえ、評価実施機関の規模及び事務の特性に応じた適切な措置を講ずるものとするを明記する。（指針第 9 の 1）
- (5) その他
  - 評価実施機関が任意で全項目評価を実施する場合の取扱いの明確化、その他所要の規定の整備を行う。（指針第 5 の 2、第 8）

## 2. 特定個人情報保護評価制度の適切な運用の確保

- 評価実施機関において、部署横断的な特定個人情報保護評価書の内容の確認等を行う総括的な部署を設置する等、特定個人情報保護評価を適切に実施するための体制整備を行うことが望ましいことを明記する。(指針第1の4)

## 3. スケジュール

令和2年12月～令和3年1月	パブリックコメント
令和3年2月～3月	委員会に指針の改正案を諮り、決定 新指針の公表
令和3年4月	指針の改正事項の適用

令和2年7月22日

## 特定個人情報保護評価指針の3年ごとの再検討について

### 1. 再検討の背景

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第27条第2項において、「委員会は、個人情報の保護に関する技術の進歩及び国際的動向を踏まえ、少なくとも三年ごとに指針について再検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更するものとする」とされている。

前回2018年5月の指針の再検討による変更後、2021年4月におおむね3年を経過することから、指針の再検討を行う。

### 2. 検討の方向性（案）

これまでの特定個人情報保護評価制度の運用状況、評価実施機関からの問合せや意見・要望、特定個人情報の漏えい等の事案、技術の進歩、国際的動向などを勘案し、例えば、次のような事項について、指針及び指針の解説の変更並びに新たに作成する運用に関する解説に盛り込むことを検討する。また、必要なシステム改修を行う。

#### ➤ 規律及び考慮要素の明確化・簡素化

- ・ 評価の再実施が必要となる特定個人情報ファイルの「重要な変更」の対象範囲
- ・ 対象人数等が減少した場合のしきい値判断の結果による評価書の変更の取扱い
- ・ クラウドサービスの利用に当たり考慮すべき点
- ・ 組織的・人的安全管理措置、データ消去等に関する記述の充実
- ・ 「法令上の根拠」等の評価書の記載内容の簡素化

#### ➤ 特定個人情報保護評価制度の適切な運用の確保

- ・ 評価実施機関内の特定個人情報保護評価に関する体制整備
- ・ 効率的・効果的な特定個人情報保護評価の実施方法

### 3. 再検討のスケジュール（案）

令和2年7月	委員会に指針の再検討について報告
令和2年12月頃	委員会にパブリックコメントにかける指針の変更案を諮り、パブリックコメントを実施
令和3年3月頃	委員会に指針の変更案を諮り、決定
令和3年4月頃	システム改修を伴わない指針の変更事項の適用
令和4年1月頃	システム改修を伴う指針の変更事項の適用